

神戸垂水ロータリークラブ細則

改正：2002年1月、2010年6月、
2011年7月、2014年10月23日、
2015年6月18日、2017年6月22日
2020年9月24日

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事会メンバー
3. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定足数：投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場合は本クラブ会員総数の3分の1、クラブ理事会の決定の場合は理事の過半数。
5. R I：国際ロータリー
6. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は、理事会とする。理事会は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計及び五大奉仕担当理事で構成される。ただし、理事会は、その決議により上記以外のメンバーを参加させる事ができるが、議決権を有しない。

第3条 理事及び役員選挙

第1節 次々年度会長、次年度幹事、次年度会計並びに次年度理事の選出

1. 年次総会1ヶ月前の例会までに、議長はクラブ会員に対し次々年度会長及び次年度幹事、次年度会計並びに次年度理事の候補者を推薦することを求めなければならない。
2. 次々年度会長及び、次年度幹事、次年度会計並びに次年度理事については、前項で推薦された候補者の中より、「指名委員会内規」に則り構成する指名委員会により指名する。
3. 前項で指名された者は、年次総会において投票に付せられ、出席会員の過半数の同意を得てそれぞれ次々年度会長及び、次年度幹事、次年度会計並びに次年度理事（5名）に当選した者とする。詳細は「次々年度会長及び次年度幹事、次年度会計並びに次年度理事の選挙内規」による。

第2節 次々年度会長に選ばれた者の地位

次々年度会長に選ばれた者は、選ばれた直後の7月1日に始まる年度に会長エレクトとして理事会のメンバーをつとめ、会長エレクトとして理事会メンバーをつとめた年度直後の7月1日に会長に就任するものとする。

第3節 理事の担当部門の決定、副会長・会場監督の選出

第1節3項で選ばれた次々年度会長（次年度会長エレクト）、次年度幹事、次年度会計及び次年度理事5名と、現会長並びに会長エレクトは、年次総会后1週間以内に会合を開

き、理事の五大奉仕担当部門の決定を行うとともに、副会長及び会場監督を選出しなければならない。副会長は選ばれた次年度理事 5 名の中から選出される。会場監督に理事会のメンバーを当てることを妨げない。

第4節 役員または理事会メンバーの欠員の補充

役員または理事会メンバーに生じた欠員は、残りの理事会メンバーによって後任者が任命される。

第5節 役員エレクトまたは理事会エレクトの欠員の補充

役員エレクト、または理事エレクトに生じた欠員は、次期理事会メンバーによって後任が任命される。

第6節 役員の任期

役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第4条 役員の仕事

第1節 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その職に付随する仕事を行うものとする。

第2節 直前会長

直前会長は、クラブの理事を務める。

第3節 会長エレクト

会長エレクトは、会長就任に向けて準備し、理事を務める。

第4節 副会長

副会長は、会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他その職に付随する仕事を行うものとする。

第5節 理事

理事は、クラブの会合と理事会の会合に出席する。

第6節 幹事

幹事は、理事会に出席し議事録を作成・保管し、会合後 60 日以内に文書による議事録を全会員に提供する。その他会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ・理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作成しこれを保管する。全会員の人頭分担金および半期報告を提出した 7 月 1 日又は 1 月 1 日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分担金を記載した毎年 1 月 1 日及び 7 月 1 日現在の半期会員報告、会員資格変更報告、毎月の最終例会の後 15 日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む諸種の義務報告を RI に対して行い、RI 公式雑誌の購読料を徴収してこれを RI に送金し、その他その職に付随する仕事を行うものとする。

第7節 会計

会計は、すべての資金を管理保管し、年次財務報告を行う。理事会の要請により会計内容の説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うものとする。その職を去るに当たって、会計はその保持するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第8節 会場監督

会場監督はクラブ会合の秩序の維持、その管理運営を行うことを任務とする。

第5条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月31日までに開催し、年次総会で次々年度会長及び、次年度幹事、次年度会計並びに次年度理事（5名）選挙を行う。

第2節 例会

本クラブの毎週の例会は木曜日18時30分に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消はクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員または神戸垂水ロータリークラブ定款第10条第5節(a)の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリークラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されるか、もしくは神戸垂水ロータリークラブ定款第10条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。

第3節 年次総会および例会の定足数

本クラブ会員総数(特別会員を除く)総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会定足数とする。

第4節 定例理事会

定例理事会は毎月第1例会の日に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または理事会のメンバー2名の要求があるとき、会長によって招集されるものとする。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。

第5節 理事会の定足数

理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

第6条 入会金と会費および正会員以外の身分

第1節 入会金

正会員の入会金については別の入会金および年会費規定にて定めるものとする。

第2節 会費

正会員の会費は、RI人頭分担金、「The Rotarian」誌またはロータリー地域雑誌の購読料、地区人頭賦課金、クラブ年会費、そのほかのロータリーまたは地区の人頭賦課金で構

成される。会費は、理事会により定められた方法で支払われるものとする。クラブ年会費は別の入会金および年会費規定にて定めるものとする。

第3節 正会員以外の身分

名誉会員およびその他の会員身分については、別に定めるところとする。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行う。ただし、役員と理事の選挙はその例外となり、投票により行われる。理事会は、特定の決議を、投票で採決するよう決定することができる。

第8条 委員会

第1節 常設委員会

(a) 本クラブは次の常設委員会を設置する。

- ・クラブ管理運営
- ・会員増強
- ・公共イメージ
- ・職業奉仕
- ・社会奉仕
- ・国際奉仕
- ・青少年奉仕
- ・ロータリー財団
- ・米山記念奨学

理事会または会長は必要に応じて委員会を追加することができる。

- (b) 会長は、すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特権をもつものとする。
- (c) 各委員会は本細則によって付託された職務およびさらにこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。
- (d) クラブ諸委員会の委員について、可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2ヵ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせる。

第2節 クラブ管理運営委員会（クラブ奉仕委員会）

- (a) クラブ管理運営委員会は、クラブ管理運営の諸活動を行う。クラブ管理運営委員会の委員長は副会長を兼務し、クラブ管理運営委員会内に設置された委員会の活動を監督、調整する。
- (b) クラブ管理運営委員会は、クラブ管理運営委員会委員長と特定の分野を担当する小委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認の下にクラブ管理運営委員会の中に次の小委員会を設置することができる

出席委員会

親睦活動委員会（ロータリー家族・唱歌部門を含む）
プログラム委員会

第3節 会員増強委員会

- (a) 会員増強委員会は、クラブの会員増強拡大のための諸活動を行う。会員増強委員会の委員長は会長が指名し、委員長は会員増強委員会内に設置された小委員会の活動を監督、調整する。
- (b) 会員増強委員会は会員増強委員長と特定の分野を担当する小委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認の下に会員増強委員会の中に次の小委員会を設置することができるものとする。

会員選考委員会
職業分類

第4節 公共イメージ委員会

- (a) 公共イメージ委員会は、クラブの社会への情報の発信、イメージの向上、会員へのロータリークラブに関する情報の発信のための諸活動を行う。公共イメージ委員会の委員長は会長が指名し、委員長は公共イメージ委員会内に設置された小委員会の活動を監督、調整する。
- (b) 公共イメージ委員会は公共イメージ委員会委員長と特定の分野を担当する小委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認の下に公共イメージ委員会の中に次の小委員会を設置することができる。

会報・雑誌
広報（I.T）
ロータリー情報

第5節 職業奉仕委員会

- (a) 職業奉仕委員長は、職業奉仕委員会の諸活動に対して責任をもつ。職業奉仕委員長は、職業奉仕部門の担当として指名された理事がその任に当たる。

第6節 社会奉仕委員会

- (a) 社会奉仕委員長は、社会奉仕の諸活動に対して責任をもち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置された小委員会の活動を監督、調整する。社会奉仕委員長は社会奉仕部門の担当として指名された理事がその任に当たる。
- (b) 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員会委員長と社会奉仕の特定分野を担当小委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認を受け、社会奉仕の特定分野について次の委員会を設置することができる。

地域活性
教育問題
プロバス
奨学金

第7節 国際奉仕委員会

- (a) 国際奉仕委員長は、国際奉仕の諸活動に対して責任をもち、かつ国際奉仕の各特定分野について設置された小委員会の活動を監督、調整する。国際奉仕委員長は国際奉仕部門の担当として指名された理事がその任に当たる。
- (b) 国際奉仕委員会は、国際奉仕委員会委員長と国際奉仕の特定分野を担当小委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認を受け、国際奉仕の特定分野について次の委員会を設置することができる。

世界理解

V T T

第8節 青少年奉仕委員会

- (a) 青少年奉仕委員長は、青少年奉仕の諸活動に対して責任をもち、かつ青少年奉仕の各特定分野について設置された小委員会の活動を監督、調整する。青少年奉仕委員長は青少年奉仕部門の担当として指名された理事がその任に当たる。
- (b) 青少年奉仕委員会は、青少年奉仕委員会委員長と青少年奉仕の特定分野を担当小委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認を受け、青少年奉仕の特定分野について次の委員会を設置することができる。

インターアクト

ローターアクト

R Y L A

青少年交換

第9節 ロータリー財団委員会

- (a) ロータリー財団委員会は、ロータリー財団に事業についての諸活動を行う。ロータリー財団委員長は会長が指名し、委員長はロータリー財団委員会内に設置された小委員会の活動を監督、調整する。
- (b) ロータリー財団委員会は特定の分野を担当する小委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認の下にロータリー財団委員会の中に次の小委員会を設置することができる。

資金推進

資金管理

補助金

ポリオプラス

第10節 米山記念奨学委員会

- (a) 米山記念奨学委員会は、米山奨学生の事業についての諸活動を行う。米山記念奨学委員長は会長が指名する。
- (b) 会長は必要に応じて、米山カウンセラーを指名することができる。

第9条 出席規定の免除

会員は、理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請し承認されることによって、出席規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会出席を免除される。

第10条 財務

第1節 収支予算の作成

各会計年度に先立ち、理事会は収支予算を作成する。

第2節 会計

会計は、クラブ資金をクラブ運営用と奉仕事業用の2つに分け、理事会によって指定された金融機関に預金する。

第3節 勘定書

勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われ、他の2名の役員または理事により承認される。

第4節 監査

すべての財務処理は、毎年、監査人により監査されるものとする。有資格者が、すべての財務処理について徹底した年次監査を行う。監査人は会長が任命する。

第5節 年次財務報告

クラブの年次財務報告はクラブ会員に配布するものとする。また、年次総会における決算報告の適否の判断は、会計監査人があらかじめ提出する監査報告書に基づくものとする。

第6節 会計年度

会計年度は、7月1日から翌年6月30日までである。

第11条 会員選挙の方法

第1節

会員候補者を推薦する場合、会員は、本クラブの幹事を通じ、候補者の氏名を理事会に提出する。他クラブからの移籍会員または他クラブの元会員は、元クラブから、会員候補者としての推薦を受けることができる。この推薦は、理事会から別段の指示がある場合を除き、口外してはならない。

第2節

理事会は、候補者がロータリーの会員資格条件をすべて満たしていることを確認する。

第3節

理事会は、推薦状提出後30日以内にこの候補者の入会の承認または不承認を決定し、これを、クラブ幹事を通じて推薦者に通知する。

第4節

理事会は、候補者の入会を承認した場合、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員(名誉会員を除く)の誰からも推薦に対して理由を付記した書面による異議の申立を受理しなかった場合、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対して異議の申し立てがあった場合は、理事会は次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節

クラブは理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第12条 決議

本クラブをある立場または決定に拘束するようないかなる決議または提案も、まずは理事会がこれを審査し、承認しなければならない。決議や提案がクラブの会合で最初に提示された場合は、討議に付すことなく理事会に付託するものとする。

第13条 議事の順序

本クラブ例会における議事の順序は、原則として次のとおりとする。

1. 開会宣言
2. 来訪ロータリアンの紹介
3. 来信および告示事項
4. 委員会報告(もしあれば)
5. 審議未終議事
6. 新規議事
7. スピーチその他のプログラム
8. 閉会

第14条 改正

本細則は、本クラブ会員総数(特別会員を除く)の3分の1を満たした数の会員が出席した任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、クラブ定款およびR I定款・細則、ロータリー章典と矛盾してはならず、改正案は当該例会の少なくとも10日前に各会員に対して書面により通知(郵送またはFAX通信)されていなければならない。

付 則

第 1 条 2019 年改正細則は、2020 年 10 月 1 日から施行する。

神戸垂水ロータリークラブ 入会金および年会費規定

第1条 入会金

正会員の入会金は10万円とし、理事会が入会を承認したのち速やかに理事会により定められた方法で支払われるものとする。他クラブからの移籍会員については入会金の支払いを免除する。

第2条 年会費

正会員の年会費は30万円とする。

付則

第1条 この規定は、2020年10月1日より施行する。

第2条 この規定は理事会の決議により決定する。

神戸垂水ロータリークラブ 事務取扱内規

エンジョイボックス

1. エンジョイボックスの用途

エンジョイボックスの用途は、内規で定めるところのニコニコ箱の原則的な用途である奉仕部門（職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕）以外の資金に当てるためのものであり、基隆東区扶輪社との交流費や、クラブ例会の充実、特別例会等への事務局ゲスト登録費用など、ニコニコ箱の原則に当てはまらないものとする。

2. エンジョイボックスの管理

エンジョイボックスは、各例会において集めてその都度、発表するものとし、事務局で収授したのち専用の口座にて管理するものとする。

3. エンジョイボックスの支出

エンジョイボックスの利用については、理事会にて決定するものとする。